市民人権啓発資料 No. 33

保存版

気づこう 築こう なかよし古河市

【令和５年度 古河市人権啓発絵手紙 入選作品】

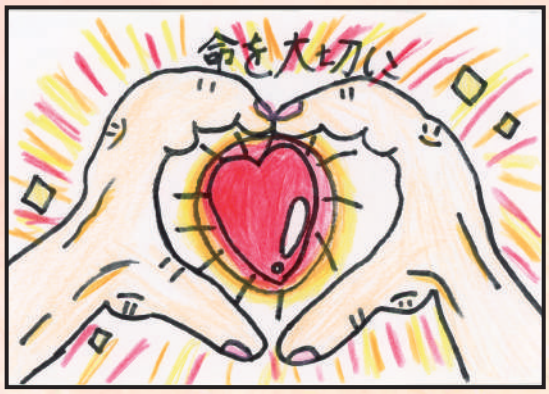

古河四小５年　宮部 莉乃 さん

下辺見小２年　松﨑 埜莉 さん

中央小４年　松本 歩恭 さん

中央小４年　長島 海斗 さん

古河三中１年　立岡 さち さん

古河二中１年　三橋 柚月 さん

古河市・古河市教育委員会・古河市同和教育推進協議会

法務省の定める17の人権啓発活動強調事項

部落差別（同和問題）を解消しよう	女性の人権を守ろう	こどもの人権を守ろう
高齢者の人権を守ろう	障害を理由とする偏見や差別をなくそう	アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
外国人の人権を尊重しよう	感染症に関連する偏見や差別をなくそう	ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう	犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう	インターネット上の人権侵害をなくそう
北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう	ホームレスに対する偏見や差別をなくそう	性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
人身取引をなくそう	震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう	

古河四小５年
宮内 柑那 さん

釈迦小５年
永塚 李千瑠 さん

一般の部
舩橋 律子 さん

あなたの心とみんなの街にバリアフリー

私たちは、誰もが人間として尊重され、人間らしく幸福に生きる権利である人権を生まれながらにしてもっています。それは、性別や年齢、国籍などの違いにかかわらず保障されています。

障がいのある人もない人も、共に支え合う『共生社会』の実現のために「合理的配慮」※を行ったり、障がい者の事を正しく理解し、日常的な触れ合いを深めたりすることが大切です。

共生社会の実現のために何ができるのか、
私たち自身が考え、行動していきましょう。

※合理的配慮とは…

障がいのある人が困ることをなくしていくために、周りの人や社会などがすべき無理のない配慮のこと。

例えば、困っている人がいたら「何かできることはありませんか？」と声をかけ、できる範囲で手助けをすることなど。

中央小５年　寺田 旬哉 さん

公益財団法人　人権教育啓発推進センター発行
「障害のある人と人権」より要約

人権問題啓発映画「ホーム」のご紹介

茨城県は人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現に向け、部落差別（同和問題）をはじめ様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るための視聴覚教材としてこの映画を制作しました。

あらすじ

転職し、故郷の茨城に戻ってきた原大樹。地元に戻り勤務先で出会う人々と関わるうちに過去のものだと思っていた部落差別や、今まで知らなかった人権問題に直面する。その中で大樹は苦しみ続ける人のため、自分自身が変わるために行動をおこしていく。

映画はスマートフォンからもご視聴いただけます。

この映画を活用することで、一人一人が「人権」を自分の問題として、そして日常の問題として考えるきっかけとなることが期待されます。

ひとりで悩まず すぐ電話！〔いじめ・不登校・差別・虐待等〕

	相談窓口		電話番号	対応時間（平日のみ）
古河市	青少年電話相談		0120-783-747	9時～12時 13時～16時
	教育支援センター	はなももルームこが	0280-23-6266	9時～17時
		さるびあルームそうわ	0280-92-7311	
		こすもすルームさんわ	0280-76-3321	
茨城県	茨城県人権啓発推進センター		029-301-3136	9時～17時
こども家庭庁	児童相談所虐待対応ダイヤル		189	24時間（休日含む）
法務省	みんなの人権１１０番		0570-003-110	8時30分～17時15分
	こどもの人権１１０番		0120-007-110	8時30分～17時15分
	女性の人権ホットライン		0570-070-810	8時30分～17時15分
	外国語人権相談ダイヤル		0570-090-911	9時～17時

【編集】古河市教育委員会　生涯学習課（古河庁舎）☎ 0280(22)5111